

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月6日

【会社名】 株式会社省電舎

【英訳名】 SHODENSYA CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鷗澤 利雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目2番11号

【電話番号】 03-6821-0004（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福本 裕士

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目2番11号

【電話番号】 03-6821-0004（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 福本 裕士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年10月6日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社エール(以下、エール社といいます)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。また、本株式交換の効力発生により、エール社の子会社である株式会社エールケンフォーが当社の特定子会社(孫会社)に該当することとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の決定について(企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告内容)

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社 エール
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿2-28-11-204
代表者の氏名	代表取締役 中村 健治
資本金の額	1525万円
純資産の額	3050万円
総資産の額	3050万円
事業の内容	民生用電気機器及びLED照明の開発

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

エール社は、平成28年9月12日に設立されたため、直近の決算期において売上及び利益は計上されておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
中村健治	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。
人的関係	代表者の中村健治は、提出会社の取締役です
取引関係	特筆すべき事項はございません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、創業以来、お客さま施設のエネルギー使用状況の調査、省エネルギー設備導入の提案及び施工、省エネルギー設備導入効果の検証・削減保証を行う省エネルギー事業を推進して参りました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災後に端を発した電力供給の逼迫及び電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。

電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー市場は、太陽光発電設備の急増等、急激に拡大することとなりました。

このような事業環境の大きな変化の中、当社は、太陽光関連事業を中心とした、再生エネルギー事業を中心とする事業構造への戦略転換を進め、前々期の営業赤字から、前期、黒字転換することに成功いたしました。

しかしながら、再生エネルギー事業の事業環境変化は激しく、今後の当社成長性をより確実なものにするには、太陽光以外のエネルギーによる「再生エネルギー事業」と、新たな事業環境に対応した「省エネルギー事業」の構築を行い、この2つの柱を充実させ、より強固な事業構成を構築することが急務であります。

一方、当社創業者であり、本年6月の定時株主総会にて当社取締役役に就任した、中村健治氏が経営する株式会社エールは、株式会社エールケンフォアの親会社であり、株式会社エールケンフォアでは、再生エネルギー関連事業、省エネルギー関連事業を展開しております。

株式会社エールケンフォアでは、寒冷地向け太陽光発電用パネル(シャープ製。太陽の動きに合わせてパネルの方向が変わる、自動追尾システムを装填)を取り扱い、これまでは発電設備の設置対象とならなかった、寒冷地における太陽光発電設備の需要を開拓しようとしております。

現在新潟県妙高市での運用を続けております、当該商材の開発・運用については、積雪による影響のデータ収集後、他地域での商品投入を展開する予定であります。

また、省エネルギー事業については、次世代LED、特殊塗料などを展開しております。

我が国では、2020年までに、すべての新築住宅および建築物に対し、省エネルギー基準への適合が義務化されていきます。

こういった省エネルギー需要への対応に伴い、株式会社エールケンフォアにおいても、この分野の業績が順調に推移しております。

上記、再生エネルギー事業における株式会社エールケンフォアの実績・技術、省エネルギー事業における開発力・実績・販売網を当社グループ内に内製化することは、当社グループの今後の成長に大きく寄与することと判断し、本株式交換による連結子会社化を決議いたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

平成28年10月6日に締結した株式交換契約に基づき、平成28年10月27日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社エールを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	エール社 (完全子会社)
株式交換比率	590	1
株式交換により交付する株式数	普通株式：359,900株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式359,900株を発行し、株式会社エールの株式1株に対して、当社普通株式590株を割当交付いたします。

その他の株式交換契約の内容

当社が、株式会社エールとの間で平成28年10月6日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社省電舎(本店：東京都港区芝大門二丁目2番11号 以下「甲」という)と株式会社エール(本店：東京都渋谷区恵比寿二丁目28番11-204号 以下「乙」という)とは、株式交換に関し、次のとおり契約を締結する。

(株式交換の目的)

第1条 甲および乙は、乙を甲の完全子会社とするため、株式交換(以下「本株式交換」という)を行う。

(本株式交換の効力発生日)

第2条 本株式交換がその効力を生じる日(以下、「効力発生日」という。)は、平成28年10月27日とする。ただし、本株式交換手続の進行に応じる必要のあるときには、甲、乙協議の上、これを変更することができる。

(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

第3条 甲は、本株式交換に際し、効力発生日前日の最終の乙の株式名簿に記載または記録された株主に対し、各株主が所有する乙の普通株式1株に代わり、同1株につき、甲の株式590株をもって、それぞれ割当交付する。

2 前項の新株式は、普通株式とする。

(増加すべき資本金および資本準備金の額)

第4条 本株式交換により、甲の資本金および資本準備金の額は変動しないものとする。

(本株式交換契約承認総会)

第5条 甲は、会社法第796条3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により甲の株主総会の決議によって本契約の承認を要することとなった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

2 乙は、平成28年10月22日に開催予定の乙の株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換手続の進行に応じ必要のあるときは、甲、乙が協議をし合意の上、乙の株主総会開催日を変更することができる。

(善管注意義務)

第6条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行および財産の管理・運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うときには、あらかじめ甲、乙協議し合意の上、実行するものとする。

(本株式交換条件の変更および本契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲、乙協議の上、本契約に定める条件を変更または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、効力発生日の前日までに、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第5条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 第5条第1項ただし書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合

(協議事項)

第9条 本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙各代表者の記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年10月6日

甲 東京都港区芝大門2丁目2番11号

株式会社省電舎

代表取締役 鷗澤 利雄

乙 東京都渋谷区恵比寿2丁目28番11-204号

株式会社エール

代表取締役 中村 健治

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として株式会社 ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区 代表者野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」という)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。ブルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社およびエール社の株式価値の算定について、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、ブルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、株式会社エールとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社省電舎
本店の所在地	東京都港区芝大門二丁目2番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 鷗澤 利雄
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	再生エネルギー関連事業 省エネルギー関連事業

2. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社(孫会社)の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

名称	株式会社 エールケンフォー
住所	東京都港区六本木7丁目15番10
代表者の氏名	代表取締役 中村 健治
資本金の額	6000万円
事業の内容	再生エネルギー事業省エネルギー

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0%
異動後	1,550個(予定)	50.99%

(3) 特定子会社となる会社の3年間の業績推移

決算期	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
純資産	13百万円	57百万円	188百万円
総資産	9百万円	194百万円	856百万円
売上高	0.7百万円	529百万円	1,768百万円
営業利益	0百万円	27百万円	217百万円
経常利益	0百万円	27百万円	217百万円
当期純利益	0百万円	21百万円	131百万円
1株当たり当期純利益(円)	65.65円	12,977.79円	43,123.84円
1株当たり年間配当金(円)	0円	0円	0円
1株当たり純資産(円)	51,259.63円	13,237.39円	150,409.04円

注) 株式会社エールケンフォーの平成28年8月期は、未監査ではありますが、売上高17億円、経常利益225百万円の見込みとなっております。

(4) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式交換の実施により当社の完全子会社となる株式会社エールの子会社である株式会社エールケンフォーの平成27年8月末現在の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に相当することとなります。なお、本株式交換の実施は、平成28年10月22日予定の株式会社エールの定時株主総会の承認が得られていることを条件としております。

異動の年月日

平成28年10月27日(予定)

以上